

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議（第51回）の議事概要

1 日時：平成26年2月18日（火）10:00～10:35

2 場所：内閣府本府仮設庁舎2階 講堂

3 出席者（※代理出席含む）

【議長】内閣危機管理監

【副議長】内閣官房副長官補（内政担当）

【構成員】内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）、内閣審議官（内閣広報室）、内閣審議官（内閣情報調査室）、内閣審議官（危機管理審議官）、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）、内閣府食品安全委員会事務局長、警察庁生活安全局長、警察庁警備局長、金融庁総務企画局総括審議官、消費者庁次長、復興庁統括官、総務省大臣官房長、消防庁次長、法務省入国管理局長、外務省領事局長、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省大臣官房総括審議官、農林水産省消費・安全局長、経済産業省大臣官房技術総括審議官、資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、国土交通省航空局長、海上保安庁次長、環境省自然環境局長、原子力規制庁次長、防衛省大臣官房衛生監

4 配布資料

資料1 鳥インフルエンザA（H7N9）への対応について

資料2 鳥インフルエンザA（H7N9）のヒトへの感染の対応について【厚生労働省提出資料】

参考資料1 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での確定症例【厚生労働省提出資料】

参考資料2 中東呼吸器症候群（MERS）の対応について【厚生労働省提出資料】

参考資料3 韓国におけるH5N8亜型高病原性鳥インフルエンザの発生

について【農林水産省提出資料】

参考資料4 韓国の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）への対応について【環境省提出資料】

参考資料5 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

5 議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 鳥インフルエンザA（H7N9）の発生状況等について

(2) その他

3. 閉会

6 議事概要

(1) 内閣危機管理監から冒頭挨拶

本年に入ってから患者の報告が急増している、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の発生状況等について、関係省庁間で情報共有し、連携を確認するために集まっていた。この鳥インフルエンザA（H7N9）については、現時点では、人から人への持続的な感染は確認されておらず、また、昨年春流行したウイルスと基本的には変化なく、人から人への感染が起こりやすくなるような遺伝子変異も確認されていないため、新型インフルエンザと認定されるような状況ではない。しかし、隣国である中国で多くの患者が報告されており、今後、帰国した方が発症するなど、国内で患者が確認される可能性は否定できない。

その場合であっても、過度に反応する必要はないが、冷静かつ迅速に対応する必要があると考えている。各省庁においても、適切な対応をお願いしたい。

また、H7N9以外にも、海外では、H5N1やMERS感染症などの感染・死亡例が報告されており、引き続き、これらの動向についても、注視していく必要がある。

現時点では、新型インフルエンザの発生リスクが高まっているというわけではないが、新型インフルエンザ等対策は、事態の推移によっては国家の危機管理上重大な課題となる可能性がある。仮に新型インフルエンザが発生した場合の対応についても、先般実施した閣僚参加の訓練等を通じて、より着実かつ迅速に準備を行っていく必要があるため、関係省庁におかれても、引き続き、協力をよろしくお願いしたい。

(2) 議事(1)

資料1に基づき、中国で発生が急増している鳥インフルエンザA（H7N9）への対応について、内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官か

ら1週間に1度、関係省庁の取組状況をとりとまとめ、政府全体として情報共有するとともに、ホームページに掲載することを説明した。

資料2に基づき、鳥インフルエンザA(H7N9)の人への感染の対応及び当該鳥インフルエンザウイルスによる感染事例に関するリスクアセスメントについて、厚生労働省健康局長から説明した。

さらに、外務省領事局長代理から外務本省や在外公館における在留邦人や渡航者への情報提供や注意喚起等について説明した。

また、内閣府食品安全委員会事務局長から、ECDC(欧州疾病予防管理センター)では、鳥インフルエンザA(H7N9)は、中国の家きんの間で感染が広がっていると考えられると公表している旨の報告があった。

(3) 議事(2)

参考資料1に基づき、世界各地で報告されている鳥インフルエンザウイルスの人への感染状況について、厚生労働省健康局長から説明した。

参考資料3に基づき、韓国におけるH5N8亜型高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び農林水産省における対応について、同省消費・安全局長から説明した。

参考資料4に基づき、韓国の高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)への環境省の対応について、同省自然環境局長から説明した。また同局長からは、鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では感染しないと考えられ、野鳥に餌をやりその糞を踏むことにより汚染を広げたりしなければ、鳥インフルエンザを過度に心配する必要はない旨の発言があった。

(4) 内閣官房副長官補から締めくくりの発言

情報共有を目的として、このように集まっていたが、新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理上重大な課題である。今後も、適宜、新型インフルエンザ等対策室を通じて、発生状況等を情報提供させていただきたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県行動計画の大半が完成しているところであり、市町村でも行動計画の作成に取りかかっているところである。指定公共機関についても、今年度末までに業務計画の作成をお願いしているが、指定公共機関の所管省庁におかれては、引き続き、作成に向けた支援をお願いしたい。

先般、閣僚も参加いただいた新型インフルエンザ等対策訓練を実施したが、このような訓練を来年度以降も継続的に実施することで、対策の充実を図っていく必要があり、引き続き、対応をよろしく願いたい。

(5) 内閣危機管理監から締めくくりの発言

中国では、人の間で持続的に感染が確認されているわけではなく、現段階で鳥インフルエンザA(H7N9)の患者が国内で確認されたとしても、一つ一つ確実に対応していくことで足りる。一方、仮に、新型インフルエンザとなった場合は、実態をよく把握したうえで、厚生労働省や専門家の知見を踏まえ、行動計画等の基本は基本としつつも、さらに状況に応じて、柔軟に対応していくことが重要である。

(以上)